

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 6 月 24 日号 (No.378)

I. 注目法令等の紹介

1. 「価格明示及び価格詐欺禁止規定」
2. 「企業国有資産取引移転の関連事項に関する通知」
3. 「情報安全技術 インターネットプラットフォーム及び製品サービスに係るプライバシー協議書に関する要求 (意見募集稿)」

II. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：小野寺 良文

I. 注目法令等の紹介

1. 「価格明示と価格詐欺禁止規定」

(原文「明碼标价和禁止价格欺诈规定」)

国家市場監督管理總局 2022 年 4 月 14 日公布、2022 年 7 月 1 日施行

執筆担当：張 超、福島 翔平、宇賀神 崇

従来、商品やサービスの価格分野の監督管理と法執行のため、「商品とサービスへの価格明示制度の実施に関する規定」(2001 年施行)及び「価格詐欺行為禁止規定」(2002 年施行)の両規定が定められていたが、社会経済の発展に伴い実態にそぐわなくなっていた。特に、オンライン販売と実店頭販売との間で、価格表示行為や価格詐欺行為への規制に大きな乖離が生じていた。これらの問題を解決するため、今般、「価格明示と価格詐欺禁止規定」(以下、「本規定」という。)が制定された。

本規定は、店舗(オンライン・ストアを含む。以下同じ。)の経営者が価格表示行為に関して遵守すべき「公開、公平、誠実信用」原則を明確にした上、ネットワーク取引プラットフォーム事業者を含む取引場所提供者が取引場所内の店舗の経営者に対し価格監督を行う義務を負うことを明記した(3 条、4 条)。具体的には、取引場所提供者は、店舗の経営者の法令違反行為を発見した場合、必要な措置を講じる義務や関連情報の記録を保存する義務を負う(4 条 2 項)。一方で、取引場所提供者は、店舗の経営者の経営自主権を尊重し、価格販売促進活動への参加を強制してはならないとされている(4 条 3 項)。

また、本規定は、価格表示の形式について、真実性・正確性、商品と値札の一致性、標識の明示等の店舗の経営者が遵守すべき基本原則を明らかにした上で(5 条 2 項)、

中国最新法令〈速報〉

従来の値札作成監督制度¹を廃止し²、店舗の経営者が各種の有効な価格表示形式を選択することを認めた（12条）。一方、価格表示の内容について、本規定は、商品名・サービス内容、価格、価格計算単位・方法等を必須の表示項目とした（7条）。

さらに、本規定は、経営者が価格比較や値引き、景品提供を行う場合の具体的基準を定め（16～18条）、価格詐欺行為や不当な価格表示行為の具体的態様を列挙した（19～20条）。

（全 27 条）

2. 「企業国有資産取引移転の関連事項に関する通知」

（原文「关于企业国有资产交易流转有关事项的通知」）

国务院国有資産監督管理委員会 2022年5月16日公布、同日施行

執筆担当：柴 巍、五十嵐 充

中国の国有資産の取引に関する規制は、「企業国有資産取引監督管理規則」（以下「国有資産取引規則」という。）³に定められており、その趣旨は、国有財産の民間への廉価での譲渡等により国有資産が毀損されることを防ぐことにあるが、制度上、国有企業間での取引も規制の対象となっており、国有企業間での資産の柔軟な最適化を妨げていた。そこで本通知は、このような弊害を解消するべく、民間への資産流失を伴うことがない取引についての規制を一定程度緩和し、一方で国有資産取引流通の管理強化を目的とするものである。

国有資産取引は、財産権取引機構での公開取引を原則とし（「国有資産取引規則」2条）、例外的に非公開での協議譲渡を認めている（「国有資産取引規則」31条）。本通知は、非公開の協議譲渡が許される場面を緩和した。従来は協議譲渡できる場合として、「主要業務が国の安全、国民経済の命脈に関係する重要な業種及び基幹分野にある企業に関わる再編、統合において、譲受人に対して特別な要求があり、企業の財産権を国有企業及び国有持分支配企業の間で譲渡する必要がある場合」に限られていたが（「国有資産取引規則」31条1項）、本通知では、新たにこのような企業に該当しない取引においても、非公開の協議譲渡を可能とし、具体的には、「政府又は国有資産監督管理機構が主導し、推進する国有資本配置の最適化及び構造調整、及び専門的な再編等の重大な事項にかかわり、企業の産権が異なる国家出資企業⁴及びその持分支配企業の間で譲渡され、かつ譲受人に対して特別な要求がある場合、協議譲渡が可能である」とした（1条）。また、協議譲渡による国有資産取引の譲渡価格について、

¹ 「商品とサービスへの価格明示制度の実施に関する規定」6条によれば、価格主管部門が価格表示方法に対し作成監督を行い、作成監督を経ていない場合、いかなる単位及び個人も無断で印刷し、又は販売してはならないとされている。

² 国家市場監督管理総局による「価格明示と価格詐欺禁止規定」の重要内容についての解説3条（原文は https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxc/202206/t20220602_347489.html）をご参照。）

³ 本ニュースレターNo.229（2016年7月29日発行）をご参照ください。

⁴ 国家出資企業とは、国が出資する国有独資企業及び国有独資会社、並びに国有資本支配会社（原文は「国有資本控股公司」）及び国有資本出資会社（原文「国有資本参股公司」）をいい（「企業国有資産法」5条）、国有企業、国有持分支配企業より広い概念である。

中国最新法令〈速報〉

資産評価報告書又は直近 1 期の会計監査報告書で確認された純資産価値を基礎とすることができる場合は、同一の国家出資企業の内部又は同一の国有持分支配企業又は国有実質支配企業の内部における再編、統合の場合に限定されていたが（「国有資産取引規則」32 条 2 項）、本通知によって、譲渡人と譲受人がいずれも国有独資企業又は国有全額出資企業である場合にも認められるようになった（4 条）。

上記以外に、本通知では、主要業務が国の安全、国民経済の命脈に係る重要な業種及び基幹分野にあり、主に重要特定プロジェクトの任務を担う傘下企業は、産権譲渡、増資により国有資本支配の地位を失ってはならないこと（2 条）、国家出資企業及びその傘下企業がインフラ REITS の発行によりストック資産の活性化をすることを可能にすること（3 条）、国有持分支配企業、国有実質支配企業内部の再編の場合の国有資産の無償移転（5 条）、増資の場合の事前情報開示の新設（6 条）等も規定された。

（全 9 条）

3. 「情報安全技術 インターネットプラットフォーム及び製品サービスに係るプライバシーポリシーに関する要求（意見募集稿）」

（原文「信息安全技术 互联网平台及产品服务隐私协议要求（征求意见稿）」）

全国情報安全標準化技術委員会 2022 年 5 月 26 日公表、意見募集期限 2022 年 7 月 25 日

執筆担当：呉 馳、塩崎 耕平、井村 俊介

「情報安全技術 インターネットプラットフォーム及び製品サービスに係るプライバシーポリシーに関する要求（意見募集稿）」⁵（以下「本意見募集稿」という。）は、インターネットプラットフォーム及び製品サービスにかかるプライバシーポリシーの制定手続、具体的な内容、公布方式及び紛争処理のルール等の内容を規定するものである。個人情報保護法 17 条は個人情報取扱者が個人に告知すべき事項等について抽象的な内容を規定しているが、本意見募集稿は当該制度を遂行するための具体的な内容を定めるものである。本意見募集稿は、「GB/T 35273 情報安全技術 個人情報安全規範」と合わせて使用することが推奨されるが、強制力を有する規定ではない。

本意見募集稿の適用範囲は、個人情報取扱者によるプライバシーポリシーの制定・公布及び主管部門・第三者評価機関等によるプライバシーポリシーに対する監督管理・評価である（1 条）。

プライバシーポリシーの制定手続として、本意見募集稿は、「個人情報安全管理体制の構築、製品又はサービスに収集・使用される個人情報に対する分析、個人権益に重大な影響を与える可能性がある場合の安全影響評価の実施、サービスの類型別の個人情報取扱状況説明表の作成、個人情報主体の権利行使への対応体制の確立」等の手続を踏まえた上で、これらの情報をベースにプライバシーポリシーを作成し、内容に

⁵ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性がある。

中国最新法令〈速報〉

変化が生じた場合には遅滞なく更新すべきであるとしている（6条）。

また、プライバシーポリシーには、少なくとも「適用範囲、概要、個人情報の収集使用に関する規則、個人情報の安全保護に関する規則、個人情報主体の権利保護に関する規則、個人情報の越境移転に関する規則、内容更新の規則等」及び個人情報取扱者の連絡方法を含めなければならないとしている（7.1条）。これらの各項目について、本意見募集稿はプライバシーポリシーに記載すべき要素を詳細に列挙しているため、プライバシーポリシーを作成する際にその内容を参照することが望ましい。

（全10条）

II. その他の法令等一覧

2022年5月24日から2022年6月6日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

- 1. 「外国機関投資家による中国債券市場投資のさらなる利便化の関連事項についての公告」**
（原文：关于进一步便利境外机构投资者投资中国债券市场有关事宜）
（中国人民銀行、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局、2022年5月27日公布、2022年6月30日施行）
- 2. 「未成年者犯罪記録の封印保存に関する実施規則」**
（原文：关于未成年人犯罪记录封存的实施办法）
（最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、2022年5月24日公布、2022年5月30日施行）
- 3. 「ラジオテレビ及びネットワーク視聴分野仲立機構管理規則」**
（原文：广播电视和网络视听领域经纪机构管理办法）
（国家ラジオテレビ総局、2022年5月20日公布、2022年6月30日施行）
- 4. 「証券登録決済管理規則（改正）」**
（原文：证券登记结算管理办法（修订））
（中国証券監督管理委員会、2022年5月20日公布、2022年6月20日施行）
- 5. 「公開募集証券投資基金管理人監督管理規則」**
（原文：公开募集证券投资基金管理人监督管理办法）
（中国証券監督管理委員会、2022年5月20日公布、2022年6月20日施行）

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー 『【有料 WEB セミナー】 ケースで理解するカーブアウト M&A～基礎から案件遂行上の実務ポイントまで～』
視聴期間 2022年7月11日(月) 10:00～2022年9月12日(月) 17:00
講師 佐藤 典仁
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『金融ファクシミリ新聞社セミナー「カーブアウト M&A を行う際の留意点～アジアにおける多国籍カーブアウトを例に～」』
開催日時 2022年8月3日(水) 9:30～11:30
講師 佐藤 典仁
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集(随時更新)**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、吉佳宜、戴樂天、姚珊、沈暘、崔俊、華花、柴巍、吳馳、張雪駿、孟立恵、胡勤芳、高玉婷、張超、李昕陽、崔北媿、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com